

福岡県公報

平成22年7月2日
第3130号

目次

告示(第1082号-第1104号)

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) 1

土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) 2

土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) 2

土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) 2

土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) 3

土地改良区の役員の退任 (農村整備課) 4

県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課) 4

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4

福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 4

土地区画整理事業の終了の認可 (都市計画課) 5

特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 5

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) 5

特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 6

特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 6

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 7

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 7

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 7

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 8

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 8

道路の区域の変更 (道路維持課) 9

道路の供用の開始 (道路維持課) 9

道路の区域の変更 (道路維持課) 9

道路の供用の開始 (道路維持課)10

公安委員会

少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課)10

海区漁業調整委員会

アサリの採捕の制限 (漁業管理課)10

告示

福岡県告示第1082号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年6月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンキ大牟田店

(2) 所在地 福岡県大牟田市藤田町266-10

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前	変更後
午後10時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前10時から午後10時まで	午前9時30分から午後9時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後5時まで	午前8時から午後9時まで

福岡県告示第1083号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
深野土地改良区 伊良原土地改良区 城井土地改良区	平成22年6月22日

福岡県告示第1084号

上伊加利土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
白川 俊 男	田川市大字伊加利117番地の1

2 就任理事

氏名	住所
中井 春 美	田川市大字伊加利74番地

福岡県告示第1085号

飯塚市八木山地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
横山 武 城	飯塚市八木山1531番地1
野見山 巖	" " 268番地1
矢野 長 利	" " 1338番地7
一ノ谷 静 治	" " 2606番地
松尾 寛 和	" " 2632番地
綱分 秀 康	" " 2609番地
松尾 徳次郎	" " 337番地
新 義 昭	" " 2255番地
松尾 茂 孝	" " 2251番地
石坂 哲 也	" " 1609番地
石坂 友 義	" " 1452番地
松尾 隆 行	" " 1486番地1
藤本 博 光	" " 1751番地65
横山 秀 則	" " 1582番地5

2 退任監事

氏名	住所
松尾 光 次	飯塚市八木山2599番地1
稲永 茂 幸	" " 1059番地
大谷 美 好	" " 328番地1

3 就任理事

氏名	住所
横山 武城	飯塚市八木山1531番地 1
野見山 巖	" " 268番地 1
矢野 長利	" " 1338番地 7
一ノ谷 静治	" " 2606番地
松尾 寛和	" " 2632番地
綱分 秀康	" " 2609番地
松尾 徳次郎	" " 337番地
新 義昭	" " 2255番地
松尾 茂孝	" " 2251番地
石坂 哲也	" " 1609番地
石坂 栄次	" " 1017番地
篠原 峰雄	" " 1494番地 2
藤本 博光	" " 1751番地65
三野原 貴広	" " 1549番地

4 就任監事

氏名	住所
松尾 光次	飯塚市八木山2599番地 1
稲永 茂幸	" " 1059番地
大谷 光康	" " 328番地 1

福岡県告示第1086号

飯塚市建花寺地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
村瀬 住朗	飯塚市建花寺329番地
立原 智美	" 伊川360番地 1
村瀬 達也	" 建花寺717番地
小村 輝幸	" " 48番地 2
石井 政則	" " 158番地
村瀬 光慶	" " 330番地
力丸 秀雄	" 伊岐須655番地 1
團野 博	" 伊川604番地
淀川 貴浩	" " 1052番地
緒方 嗣生	" " 1006番地 2
榊崎 直樹	" " 472番地 3
野見山 正之	" 蓮台寺1174番地
野見山 甚市	" " 509番地

2 退任監事

氏名	住所
姫野 弘毅	飯塚市建花寺601番地
野見山 九州男	" " 333番地
淀川 輝雄	" 伊川1134番地
野見山 三千人	" 蓮台寺494番地

3 就任理事

氏名	住所
小畑 忠之	飯塚市建花寺631番地
村瀬 慎次	" " 1443番地
淀川 貴浩	" 伊川1052番地
力丸 秀雄	" 伊岐須655番地 1
野見山 正之	" 蓮台寺1174番地

村瀬 克己	" 建花寺1347番地 1
村瀬 住朗	" " 329番地
村瀬 達也	" " 717番地
小村 輝幸	" " 48番地 2
石井 政則	" " 158番地
村瀬 光慶	" " 330番地
團野 博	" 伊川604番地
緒方 嗣生	" " 1006番地 2
桝崎 直樹	" " 472番地 3
野見山 甚市	" 蓮台寺509番地

4 就任監事

氏名	住所
野見山 三千人	飯塚市蓮台寺494番地
野見山 九州男	" 建花寺333番地
姫野 弘毅	" " 601番地
淀川 輝雄	" 伊川1134番地

福岡県告示第1087号

元松原土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
麻生 潤治	遠賀郡岡垣町大字吉木170番地

福岡県告示第1088号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大村地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成22年7月2日から 平成22年8月2日まで	筑前町役場

福岡県告示第1089号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町大字志免字迎田1583番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡志免町大字志免1596番地
高木 又広

福岡県告示第1090号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日

新	172	福岡市博多区石城町9番18号 博多臨港交通安全協会 会長 義原 聡	福岡市博多区石城町9番18号	平成22年6月8日
旧		福岡市博多区石城町9番18号 博多臨港交通安全協会 会長 宮地 達博		

福岡県告示第1091号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定に基づき、月の浦西土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項の規定において準用する同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
西日本鉄道株式会社
- 2 事業施行期間
平成20年6月13日から平成22年6月30日まで
- 3 施行地区
大野城市大字牛頸の一部及び月の浦4丁目の一部
- 4 事業の名称
福岡都市計画事業月の浦西土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日
平成20年6月4日
- 6 事業の終了認可の年月日
平成22年6月22日

福岡県告示第1092号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年6月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人サンドリーム寿楽園
 - (2) 代表者の氏名
瀬脇 ミチ子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区三萩野二丁目9番5 - 404号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、ホームレス状態に置かれた人々に対し、職業訓練、就業機会の確保、安定した雇用の場の確保、安定した居住の場の確保等、自立支援に関する事業を行い、もってこれらの人々の福祉の向上及び人権の擁護を図ることを目的とする。

福岡県告示第1093号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日
平成22年6月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンスーパーセンター志摩店
 (2) 所在地 福岡県糸島市志摩町大字津和崎字宮ノ元29 - 1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数(台)	駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県糸島市志摩町大字津和崎字宮ノ元29 - 1 外	1,550	福岡県糸島市志摩町大字津和崎字宮ノ元29 - 1 外	970

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県糸島市志摩町大字津和崎字宮ノ元29 - 1 外	243	福岡県糸島市志摩町大字津和崎字宮ノ元29 - 1 外	198

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県糸島市志摩町大字津和崎字宮ノ元29 - 1 外	297.5	福岡県糸島市志摩町大字津和崎字宮ノ元29 - 1 外	308.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県糸島市志摩町大字津和崎字宮ノ元29 - 1 外	69.4	福岡県糸島市志摩町大字津和崎字宮ノ元29 - 1 外	85.2

福岡県告示第1094号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人PFTC北九州

(2) 代表者の氏名

久末 智

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区鷹の巣1丁目6番28 - 303号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、会員、地域住民、スポーツを通して体力・技術向上を目指す者、健康の増進を希望する者に対して、サッカー・フットサル・陸上競技をはじめとした各種スポーツの指導、スポーツを行う環境の提供及び施設の管理に関する事業を行い、スポーツの振興と地域社会における、青少年の健全育成、健康で明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1095号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ひまわり暮らしの基金

(2) 代表者の氏名

古野 秀一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区三郎丸三丁目14番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、債務問題により不動産競売に直面している人々及び不動産競売により家を失った人々に対して、債務問題についての相談、生活再建の支援に関する事業を行うことにより、経済的、精神的に苦しむ人々とその家族を支援し、生活の安定を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。また、起業を志す人々に対して事業経営に必要な支援事業を行い、日本経済の安定的な発展と雇用の促進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1096号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人テニスゲート

(2) 代表者の氏名

伊藤 宏之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市牛島436番地の66

(4) 定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して、スポーツを通じた健康増進に関する事業を行い市民の健康づくりとスポーツ振興及び職業能力開発に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1097号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人消費者支援ネット宗像

(2) 代表者の氏名

林 國昭

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市三郎丸3丁目3番36号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、宗像市及びその周辺住民に対して、消費生活相談や啓発講座を行うとともに、消費生活に関する情報の収集、提供を行い、もって消費生活の安定、向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1098号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人翁林国際交流基金

(2) 代表者の氏名

伊達 健太郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名2丁目4番30号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、海外からの留学生に対して、奨学資金提供、生活指導及び研究指導等の支援事業並びに国際親善講演会開催に関する事業を行い、国際協力の活動に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、海外からの留学生及び、海外へ留学する日本の学生に対して、奨学資金提供、生活指導及び研究指導等の支援事業並びに国際親善講演会開催に関する事業を行い、国際協力の活動に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1099号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ちくほう結

(2) 代表者の氏名

大野 隆司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字糶2156番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、非営利・協同の理念に基く地域社会の担い手として高齢者や障がい者の切実な介護サービスのニーズに応えると共に、生活支援事業（たすけ合い事業）、相談活動等の枠外事業の拡充に取組み、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる総合的な公的介護保障の充実、平和な地域社会の発展に貢献する事を目的とする。

福岡県告示第1100号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人芦屋町生活更生会

(2) 代表者の氏名

中村 理恵

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県遠賀郡芦屋町白浜町4番45号

(4) 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、生活困窮者・障害者・高齢者に対して、自立支援に関する事業を行い、誰もが安心して生活できる社会作りに寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、生活困窮者・障害者・高齢者・社会的弱者に対して、自立支援・介護支援・生活支援等に関する事業を行い、誰もが安心して生活できる社会作りに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	英彦山 添 田 線	前	田川郡添田町大字添田332番5先から同郡同町大字添田1284番1先まで	7.0 ~ 36.5	1,926.6
			前	同上	7.0 ~ 36.5	1,403.0
			後	同上	4.5 ~ 52.0	1,926.6

飯 塚	一 般 国 道	211 号	後	同上	7.0 ~ 52.0	1,403.0
			前	嘉麻市山野340番3先から同市山野340番7先まで	10.8 ~ 12.4	7.8
			後	嘉麻市山野340番2先から同市山野340番7先まで	15.5 ~ 18.5	7.8

福岡県告示第1102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年7月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	英彦山 添 田 線	田川郡添田町大字添田319番1先から同郡同町大字添田695番1先まで

福岡県告示第1103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	前 富 原 土 線	前	糸島市本1678番1先から 同市川付1015番3先まで	10.4 ～ 22.5	1,107.2
			後	同上	10.4 ～ 22.5	1,107.2

福岡県告示第1104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年7月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	前 富 原 土 線	糸島市本1678番1先から 同市本2121番先まで
福岡	前 富 原 土 線	糸島市本1838番20先から 同市川付1015番3先まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第197号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成22年6月17日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成22年7月2日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
吉村 雄二	093 - 847 - 0110 早良警察署（少年係）	早良警察署の管轄区域
坂梨 博行	0944 - 74 - 0110 柳川警察署（少年係）	柳川警察署の管轄区域
柴田 小末		
山城 正義		
吉野 裕晴	093 - 583 - 0110 小倉北警察署（少年係）	小倉北警察署の管轄区域

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第142号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡湾内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が再補する場合はこの限りではない。

平成22年7月2日

筑前海区漁業調整委員会会長 竹井 紀一

1 指示の適用海域

福岡市東区西戸崎東端と福岡市西区小戸妙見岬を結んだ直線と陸岸によって囲まれた福岡湾東部海域。

2 じょれんの制限

アサリを採捕するじょれんは、間口35センチメートル以上のものを使用してはならない。

3 指示期間

平成22年7月15日から平成25年7月14日まで